

| | |
|-------|---|
| 日時・場所 | 令和元年10月28日(月) 8時45分～ 庁議室 |
| 出席者 | 山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、杉本教育部長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課) |

1. 市長指示事項

- この週末には行政懇談会があったが、各部長と次長には出席いただきお疲れ様でした。日頃聞けていることだけでなく、聞けていないことも含めて提案や意見をもらった。良い形では進んでいるが、細かく見ると一部では紋切り型の答えになっていたり、的を射た答えになっていないものがあった。会議に臨むにあたっては、自治会長や地域の提案の狙いや、目標の本質をできるだけ押さえて、もう一段、回答の質を上げるようにしてもらいたい。
- 判断するにはきちんと情報を集めて行うように言っているが、精度の高い情報を集めないといけない。最初の情報が間違っているとどんどん間違いが広がってしまう。
国スポのラグビー会場問題では、マスコミを通じて県とコミュニケーションを取っているという異例の状態になっているため、すれ違いや誤解が生まれている。複数の県議会議員と話す機会があり、こちらの状況を説明すると納得され、両方の意見を聞かないといけないとの感想を述べられた議員がおられた。県とは直接のコミュニケーションがない形で進んでおり、危険な状態である。
課題を整理すると、県は会場を決める時に何も言わず、今になってから言い出しており、「後出しジャンケン」のような状態になっている。会場の設備等の問題もあるが、まずは人が足りないという根本的な問題がある。県から人を出したら良いとの議論もあるが、公平性の点から県は出さないと言っており、また、市も引き受ける限りは責任を持ってやるべきであり、県に人を出してもらってやるものではない。人の問題ではなく、そもそもの決め方に問題があることを押さえなければいけない。
現在のイメージでは、野洲市が断っているということになっているが、本当はそうではない。正確な情報で物事を判断しないとけない。

2. 議題

① 令和元年度 野洲市職員研修(人権研修)開催要項

パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメントについての知識を高めることを目的に、令和元年11月22日(金)に指導職を対象として人権研修を実施する。なお、研修終了後に各職場で伝達研修を実施することで全庁的に共通理解を図る。

② 財産の譲与について(2件)

老人憩の家11施設については、令和2年4月1日に各自治会への無償譲渡を予定しているが、その時点において簿価が残存する2施設(八夫、北比江)の無償譲渡について、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。なお、老人憩の家の土地のうち、安治の土地については、市が売買により取得したものであるため、建物譲渡時に自治会と無償貸付契約を締結する予定である。
→自治会館等の土地には、村中財産であり本来は自治会のものだが名義が市になっているもの、住宅の開発に伴って市に寄付されたもの、市がお金を出して取得したものの3種類がある。このうち、市がお金を出して取得したものについては、自治会から使用料をもらっている事例があるため、考え方を確認し、整理しておくこと。

③ 野洲市改良住宅の一部を改正する条例、野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について

市営住宅や改良住宅の入居手続においては連帯保証人1名ないし2名の連署する請書の提出を求め

ているが、現状では住宅困窮者に住宅を提供するという公営住宅本来の役割を果たせていないことから連帯保証人制度を廃止する。なお、現在の入居者及び連帯保証人には文書で通知する。

④ 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（菖蒲漁港ほか）

指定管理者制度導入中の菖蒲漁港、吉川港、吉川舟溜りの3施設について、適切な管理運営が行われていることから、令和2年3月31日の指定管理の期限後も引き続き5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）中主漁業協同組合を指定管理者として指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

⑤ 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市三上集楽センター）

指定管理者制度導入中の野洲市三上集楽センターについて、適切な管理運営が行われていることから、令和2年3月31日の指定管理の期限後も引き続き5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）三上自治会を指定管理者として指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

⑥ 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市シルバーワークプラザ中主ほか）

指定管理者制度導入中の野洲市シルバーワークプラザ中主、野洲市シルバーワークプラザやすの2施設について、適切な管理運営が行われていることから、令和2年3月31日の指定管理の期限後も引き続き5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）公益社団法人野洲市シルバー人材センターを指定管理者として指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

→公共施設総合管理計画に基づく公共施設のあり方では2施設を統合する方針になっているが、この指定を行うことで両施設が5年間併存することを保証することにならないか。

→5年の間に統合された場合は契約を見直すこととしている。

→指定管理は公の施設に対して行うものであり、本来、独占利用は考えられないので、何故このような形態になっているのか、これまでの経緯も含めて整理し、問題意識を持ってもう一度確認すること。

3. その他伝達事項

○総合調整会議で議題となっていた業務手順書の整備状況等調査が再検討となった理由は何か。

→人事課から提案されたものだが、総務課が過去に作成されたものを更新すべきではないかとの意見があったため、再度検討されることとなった。

→内部統制方針の策定は努力義務だが、本市では国に言われるまでもなく既にやってきている。

過去には他自治体に率先して取り組むよう、総務部に指示している。令和2年度から開始できるよう、至急検討すること。

4. 次回部長会議の予定

11月5日（火） 8時45分～ 庁議室